

地公退ニース

No. 115
2013. 11. 8

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

誰もが安心して地域で暮らし続けるために

介護保険制度改革に向け地域から取り組みを

「高齢者の尊厳の保持、家族介護から社会的介護へ」を基本理念とした介護保険制度がスタートして一三年が経過した。この間介護保険の認定者数は二一八万人から五三三万人に、総費用も三・六兆円から九・四兆円へと増加した。

介護保険制度は発足時「走りながら考える」としてスタートし、その言葉通り〇五年の要支援の認定区分・予防給付新設や地域支援事業の創設、〇七年の給付抑制によるケアプランの硬直、報酬改定時の軽度の報酬引き下げなど、財政論に引きずられた右往左往を重ねてきた。しかし様々な問題を抱えながらも、介護保険の利用者は高齢者人口の伸び率の七倍近い伸びで急増している。この利用者増が、新たな制度見直しを必然化する要因でもあるが、何よりも介護保険制度が確実に高齢者福祉の中で定着してきていることを物語っている。

この介護保険制度を、今後更に進行する超高齢社会の中でどう維持・改善していくのか、また、介護保険だけでは対応できない高齢者の居住の場の確保や医療・介護連携、地域での見守り・支援の仕組みをどう構築していくかが今次制度改革の最大の課題である。

「地域包括ケアの推進」は不可欠だが
給付抑制と利用者負担増は大きな問題

《厚労省の見直しの主要テーマは》

- ① 要支援者の介護保険給付からの除外、地域支援事業への移行
・財源は現予防給付分と地域支援事業分の総額、財源構成は変わらず。将来に向けては伸び率の低減を推進
・認定調査、認定区分、ケアマネジメントは現行通り
・新地域支援事業の運営・人員基準や報酬基準は自治体の裁量
・生活支援サービスの充実に向け多様なサービス主体の参入拡大
- ② 地域包括ケア体制の強化
・高齢者の地域生活維持、認知症支援で医療・介護連携の強化
・地域密着型サービスの運営の弾力化と規制緩和、参入促進
・地域ケア会議法定化、ケアマネ事業者等指定権限の市町村委譲
・特別養護老人ホーム入所者の「要介護三以上」への重点化
・新規入所者から「要介護三以上に限定」、現入所者は現状通り
・養護や軽費老人ホームの居住環境の整備と役割の見直し
・高齢者向け住まいの整備とサービスの質の確保、利用者保護
・利用者負担の見直し（一定所得以上の二割負担導入）
- ③ 合計所得一六〇万円以上か一七〇万円以上利用者の負担率二割
・非課税である遺族年金・障害年金を収入として勘案
- ④ 介護施設入所者への補足給付の見直し、資産の勘案
・本人と配偶者の預貯金等合計額が二千万円以上は対象除外
・二千万円以上の評価額がある不動産保有者の資産勘案・先行活用

軽度者への介護給付こそ保険財政の悪化防止策
要支援の介護給付を維持し、介護予防の充実を

《私たちの主要な主張は》

- ① 介護保険からの要支援者の除外、地域支援事業への移行に反対
する。要支援者への予防給付は、重度化防止の観点から位置付けられており、ニーズも多様でサービス利用者も全体の二七％以上（一五〇万人）を超えている。一方介護給付費に占める割合は六％程度であり、保険給付から除外しても財政効果は薄い。軽度

者へのサービス切り捨てで将来的に重度化が進み、財政負担は逆に一層過重になることが危惧される。

- ② 厚労省は、「現要支援者は地域支援事業への移行後も、現行相当「サービスを保障」と説明するが、訪問も通所も運営基準や人員基準が緩和され、報酬設定も自由化される中で、「給付」から「事業」への移行で、従来通りサービスの質と量が保障されるとは考えにくい。

- ③ 住民の互助組織や当事者参加を含めたボランティア・NPOなどの活用による多様な生活支援事業の展開には異論はないが、要支援認定者には基本サービスとして一定の質と量の確保が必要。地域の条件による水準の格差は許されない。

- ④ また、生活支援サービスの要である地域包括支援センターの人的・財政的基盤は脆弱なままである。まずもって地域包括支援センターの運営基盤の強化こそ優先的な実施が必要。

- ⑤ 特養入所の「中重度限定」の前提条件は、在宅での医療・介護体制の整備・拡充。高齢者も家族も希望は「地域・在宅生活」でありながら、実際の選択は「特養入所待機」である実態は、在宅での介護・医療への不安を物語っている。

- ⑥ また、低所得・要援護高齢者等への介護付きの居住支援が極めて脆弱で、結果的に貧困ビジネスの跋扈を許している。介護サービス機能を持った高齢者が安心して暮らせる居住の場の確保は喫緊の課題である。

- ⑦ 「住み慣れた地域・在宅での生活を保障する」ためには、特養への入口を塞ぐ前に、地域で安心して暮らせる居住の場の整備と訪問や通所、小規模多機能施設などのサービス基盤の整備が前提的に必要である。

- ⑧ 介護サービスの利用抑制につながる反対する。

- ⑨ 介護サービスの利用時の利用者負担率の引き上げや居住用財産の取り崩しは、サービスの利用抑制につながり反対する。

地域包括システムの実現に向け
退職者連合に結集し、自治体行動に取り組もう

こうした動向の中で退職者連合は、「高齢者の尊厳の保持、介護の社会化」を基本に「対自治体要求指針」を決定し、各県高退連に対自治体要請行動の実施を発文した。

今回の制度改革の基本課題は在宅ケアの強化にあり、そのための介護・医療連携を含めた地域包括ケアの強化、地域密着型事業の拡大、市町村への権限と財源の委譲等が基本となっている。まさに市町村の真価が問われるものであるが、果たして相次ぐ行革・人員削減の中で、市町村は今回の「権限と責任の委譲」を受け止められるのか。退職者連合の対自治体交渉はこうした動向での市町村の基本姿勢を問うものでもある。

今次の介護保険制度見直しへの取り組みは、今後の介護報酬改定への取り組みや自治体の介護事業計画策定期の取り組みまで続く連続的な取り組みである。

退職者連合に結集し、「高齢者が安心して地域・在宅で暮らし続けることを支える介護保険制度・高齢者福祉施策の確立」に向け積極的に取り組んでいこう。

九・一四地公三単産・地公退高齢者集会記念講演要約

「安倍政権と憲法・安保・地位協定」

― 沖縄からみた日本の民主主義 ―

沖縄国際大学大学院教授 前泊博盛さん

▼「秘密」にされてしまった、主権者としての判断が鈍る

国にとって本当に隠さなければならぬものはあるのだろうか。しかも戦後の日本は主権在民ですから、国民主権という観点からすると、国民に知らされない秘密は極力ない方がいいに決まっています。秘密にされてしまうと、主権者としての判断が鈍ります。知らされて初めて本来の主権者としての権利を行使することができる。そして判断を誤らずにすむことができます。

沖縄返還にあたって西山太吉さんという方がなぜ四〇〇万ドルの密約を暴露したのかという問題があります。

民主党政権の中で大きく進んだ、進みそうだったのが密約の開示ですね。これまで無いとされてたもの、しかし、アメリカではすでに開示されているもの、それでも一方の同盟国の日本は無いと言い張っていた密約についてたくさんものが出てきました。そして沖縄返還の密約についての存在についても認められています。

レジメの写真をごらんになってわかると思いますけど、極秘とかマル秘とかですね、無期限秘とかいうスタンプがたくさんあります。取扱注意、これ取注とかいいますけどね。それから情報公開法が出てきたときにたくさん出てきたのが一番上にある指定前秘密。指定前秘密まで出てきたら国家文書は全部秘密にされてしまいます。指定前秘密、秘密に指定する前に秘密ですよ、指定もされていないのに指定前秘密が出たらもう何でもあります。これも秘密になりそうだな、これも出したくないな。だったら全部このスタンプ押しちゃうんですね。これが一気に情報公開法が出るときにですね、防衛省だけでも二万を超す指定前秘密が誕生しました。あの情報公開法という名のですね、情報秘密法が制定されてしまったということになります。情報公開というのは何だろうというのが問われる中味ですね。

▼天皇メッセージジユウソウ

一九五二年の四・二八。これが沖縄にとっては「屈辱の日」とされています。

今年の四月二八日に沖縄で出た琉球新報の号外です。（手に新聞をかざし）沖縄タイムス社も号外をだしました。この中で「政府式典に抗議」「屈辱の日 大会 市民結集」というふうに出ています。この日をもって沖縄の切り捨て再び、こういう二面刷りの号外になりました。これがなぜ「屈辱の日」なのかということですけども、四・二八を前にこんな特集も出しました。「屈辱再び」ですね。その特集の中で「天皇メッセージ」についてある学者が触れています。天皇メッセージが出たのが一九四七年の九月二〇日です。その中身はですね、天皇が側近の宮内府の御用掛、寺崎英成を通じてシーボルト連合国最高司令官政治顧問に伝えた天皇の見解ですね。寺崎は「天皇は米国が沖縄やその他の琉球諸島の軍事占領を続けるよう望んでいる」と言明したと。「天皇は主権を日本に残したまま沖縄その他の必要とされる島々に対する米国の軍事占領が長期租借から二五年から五〇年もしくはそれ以上と考えている」。講和条約の中身とポツダム宣言の中身が「天皇メッセージ」とあまりにも符合するものですから天皇の意思によって講和が結ばれ、天皇の意思によって安保が結ばれる。天皇の意思によって沖縄が切り捨てられた。米軍統治下におかれてしまうそのことを天皇が容認したのではないかというのがこの「天皇メッセージ」です。残念ながら昭和天皇はなくなられてしまっているの、その真意は確認することはできません。

▼「終戦」はじめる

学生たちに沖縄戦はいつ終了したのかと質問すると、大半が六月二三日と答えます。根拠とされている牛島満久参謀長が自決しその日をもって日本軍の組織的戦闘が終わった日とされて、六月二三日が沖縄戦が事実上終わった日とされている。ところがアメリカの調べによると自決したのは六月二二日という記録が出ています。

日本の終戦記念日はいつかっていう話ですが、皆さんの中で八月一日という声がありました。それは何をした日ですか？ はい玉音放送です。契約というのはサインして印鑑押して成立します。これが世界中のルールです。署名なきところ、サインなきところに契

約は成立しません。ポツダム宣言受諾を決めたのは八月一日ですよ。八月一四日に国会で受け入れを決めて印鑑を押しています。調印した日は九月の二日ですよ。戦艦ミズリーの艦上で。ということは契約は九月の二日に成立しています。三年前ロシアのメドベージェフ大統領が、対日戦争勝利の日は九月二日だということをことさらにアピールしたうえで北方領土に行きました。つまりまだ戦争が終わっていない段階で我々は北方領土を取ったんだと。日本人だけがなぜか八月一日に終わったつもりでいる。このあたりを学校教育の中でどう教えるの、かというのも私たちの責任だと思っています。アメリカは沖縄掃討作戦が終わったのは七月二日と言っています。沖縄でのサインをした日は九月七日なんですね。いま高校の先生たちは九月七日をもって沖縄戦終結の日と教えるようになっています。こういうことが日本の歴史の中であります。

▼四・二八と日本国憲法

尖閣問題というのがあります。尖閣は「日本の固有の領土」だということを主張していますけども、沖縄の県議会には固有の領土ではない。日本の領土ではあるけれども固有の領土ではない、といった。琉球が日本になったから領土になっているのであると。沖縄が日本であることを内外に表明しなければならぬこの大事な時期に四・二八の「節目」の式典は何のために開かれたのかということを明らかにする必要があります。

四・二八と日本国憲法の絡みがあります。何のために主権回復の日として祝わざるを得なかったのか、それはもしかしたらこの憲法との絡みです。憲法が公布されたのは一九四七年五月三日です。そして講和条約が発効して「完全なる主権が回復」したのが一九五二年の四月二八日だとしたら憲法の制定は主権が回復してないときにされたことになります。だから日本国憲法は無効だと主張する人たちが出てきます。廃憲論というのがあります。憲法そのものが無効であるというのはまさに主権がなかったか、そのときに押し付けられた憲法である。ということでこの憲法を否定する勢力があります。

▼日本国民を標的に訓練

高江ではオスプレイのヘリパッドがつくられて夜中にも演習します。高江のあの集落の明かりを標的として訓練を実施します。じやあ沖縄だけなのかというとそうではなくて、実は低空飛行訓練エリアは日本中にあります。そのルートで日本人が標的にされて訓練をされているのでは。今度、滋賀で実施されることが発表されましたけれど、なぜ滋賀県でやるのか疑問はだれも持たないんですね。訓練ゾーンは決められているんです。それとは違うところで日本中が同じように訓練エリアとして使われている全土基地方式という安保やその講和条約で決められたことがいまだに行われています。そして日本という国には主権を回復したはずなのにこれだけの外国軍隊が駐留をしてそして日々国民の上空で訓練を繰り返す。そして事件事故を繰り返してもそのことに対して言えないという首相の答弁が出てくる。

▼沖縄と福島

沖縄に普天間基地を置かざるを得ない理由は軍事的理由ではなく政治的にほかの地域が受け入れてくれないからだっていうことを森本防衛大臣が辞めるときに言いました。地域差別が、国民の中での差別が続いているような気がします。なぜ福島に東京電力の原発なのか、東京で使う電力をなぜ福島でつくるのか。東京電力は唯一管内に原発を持たない電力会社です。「被害は外に受益は内側に」、これが日本という国の構図になっているのかもしれない。福島と沖縄を見つめたときに国民の中に一等国民、二等国民があるのかな、あるいは地方は劣っていて中央のためにあるのかな、というような構図が見えてくるような気がします。同じ日本人の中でそういう差別がなく日本国民同士が守りあえるような国ということを実現したときに「美しい国」（皮肉）になると思います。（文責 事務局）

前泊博盛さんのプロフィール（沖縄国際大学大学院教授）

一九六〇年生まれ。一九八四年琉球新報社入社、文化部・社会部・政経部などの記者をへて編集委員、論説委員長、沖縄国際大学非常勤講師、九州大学大学院助教授をへて、二〇一二年より現職。

著書に「もつと知りたい、本当の沖縄」（岩波書店）、「沖縄の米軍基地」（角川書店）、「検証 地位協定——日米不平等の源流」（光文研）など多数。

